

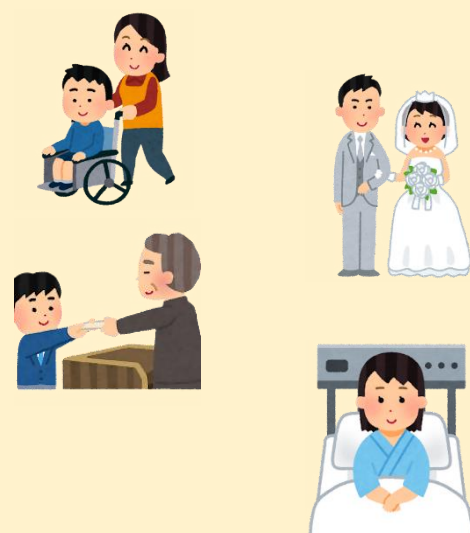
神奈川県 メディカルショートステイ

どんな制度？

日常的に医療的ケアを必要とする、在宅で生活をしている障がい児等の方々が、家族の休息やきょうだい児の行事などの事情により、一時的に在宅での生活が困難になった場合に、協力医療機関へ短期入院ができる制度です。

こんな時に 使えます

- 介護に疲れて休養を取りたい
- 保護者等の冠婚葬祭がある
- きょうだい児の行事がある
- 保護者が病気や事故にあった



対象となる方

- ① 県内(政令市を除く)にお住まいの重症心身障がい児等
 - ② 常時医学的管理※が必要な方
 - ③ 医療型短期入所事業所が満床等の理由により利用できない場合
- の①～③を**全て満たす方**がご利用できます。

※主に「人工呼吸器を装着している」「気管切開を行っている」「経管栄養を行っている」等の状態の方です。



原則として18歳未満の方を対象とします
病院の空きベッドを利用するため、原則として1ヶ月以上先の予定はお受けできません
1回あたりの利用日数は最長7日間までです(病院と要調整)

お問合せ先

事前登録が必要です。まずはご相談ください！

神奈川県障害福祉課 地域生活支援グループ

電話 045-210-4713 (対応時間 平日9:00～17:00)

※ 夜間、土日祝日の受け付けはできません。